

### 1. 関税削減フォーミュラの係数と柔軟性

- ・7月の閣僚会合で取れんしたものをそのまま反映。
- 先進国係数は『8』
- 途上国係数は、『20』、『22』、『25』とし、それぞれに対応した柔軟性の選択肢を付与

係数	柔軟性(i) 削減幅を半分にとどめる		柔軟性(ii) 削減を免除	
	品目数制限	輸入額制限	品目数制限	輸入額制限
20	14%	16%	6.5%	7.5%
22	10%		5%	
25	柔軟性なし		柔軟性なし	

○関税分類の各分類ごとに、最低限、品目数の20%あるいは輸入額の9%については、柔軟性を適用せずに関税削減を行う（「反集中条項」）。

### 2. 分野別関税撤廃

- ・テキストに付された議長のカバー・レターにおいて、分野別関税撤廃はさらに議論が求められる残された領域とされ、意見の取れんが見られていないことが示された。さらに、テキスト本文において、次の点が括弧書きで示された。
  - ①分野別関税撤廃は「一括受諾」の要素であること。
  - ②モダリティ合意時に、付属書7に記載された加盟国は、分野別関税撤廃の条件を決める交渉に参加すること、また、その参加が最終的な参加に予断を与えるものではないこと。
- ・付属書7には、2案提示。
  - ①案：参加国と提案分野名を関連させる表
  - ②案：参加国と提案分野名を関連させない表
- ・モダリティ合意後の、分野別関税撤廃にかかる交渉の進め方について、議長が開催する会合も含め、プロセスを記述。

### 3. 特定国の特別扱い

- ・アルゼンチン、南ア、ベネズエラの特別扱いは、残された論点であると明記。メルコスールに関しては、これまでの記載を維持。

### 4. その他

- ・「特惠浸食」、「小規模脆弱経済国の取扱い」、「新規加盟国の取扱い」、「品目カバレッジ」等については、議長が着地点と考える内容を記載。品目カバレッジについては、我が国が海草類を非農産品として扱う旨記述した脚注から括弧が外された。

(注) NAMAモダリティに関する議長テキストは、2007年7月の発出後、2008年2月、5月、7月に改訂されている。そのため、今次改訂は4回目の改訂となる。